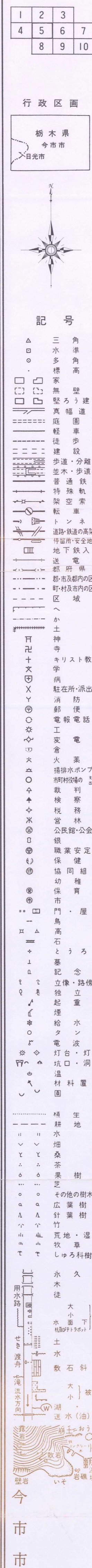


「この地図は、日光市長の承認を得て、日光市発行の1/2,500
都市計画基本図を使用し、調製したものである。」

1:2,500



凡 例	
	第一種低層住居專用地域 (※)
	第二種低層住居專用地域
	第一種中高層住居專用地域
	第二種中高層住居專用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業專用地域

※ $\frac{60}{40/10}$ は、建ぺい率40%、容積率60%、建築物の高さの制限10mを表す。

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して調製したものである。

この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。(助言番号)平5. 関公第284号

撮影	昭和57年3月	C-7(1574-1578), C-8(1586-1589)
測図	昭和57年9月	ステレオコンパレーター, ステレオメタログラフ
現調	昭和57年9月	
撮影	平成4年12月	C-7(1911-1905), C-8(1922-1928)
修正	平成6年2月	
現調	平成5年12月	

投 影	ガウス等角投影法
基 準 点	国土地理院の三角点及水準点
座 標 系	第Ⅺ系
方 眼	0.5 km 間隔
等 高 線	2 m 間隔

投 影	ガウス等角投影法
基 準 点	国土地理院の三角点及水準点
座 標 系	第Ⅺ系
方 眼	0.5 km 間隔
等 高 線	2 m 間隔

1:2,500

